別添資料1「リバースオークションルール定義書

### リバースオークション ルール定義書

2024年10月10日改訂版

ディーコープ株式会社

#### 目次

# 第1条 (リバースオークションルール定義書概要) 1. リバースオークションの目的 2. 対象品目の通知

## 第2条 (リバースオークション参加の前提) 1. 入札参加資格の取得手順 (1)参加申込書の提出

- - (2)入札参加資格の獲得
  - (3) 与信調査による参加資格失効等
- 2. リバースオークションの効力 (1) 見積の効力

  - (2) 調達契約締結の義務と損害賠償
- 3. 免責事項 4. 連絡体制

# 第3条 (リバースオークションの環境・当日の流れ) 1. リバースオークションの参加に必要な環境 2. 入札画面に表示される内容

- 3. リバースオークションの開催時間

  - (1) リバースオークション開催時間 (2) リバースオークション基本開催時間
  - (3) 自動延長時間
  - (4) 時間の計測方法
- 4. 入札金額

  - (1)入札金額 (2)開始価格
  - (3) 最低下げ幅金額
  - (4) 入札金額の受付
  - (5)入札金額の入力制限
- 5. リバースオークションからの退場 6. リバースオークションの終了

### 第4条 (トラブル回避策・発生時の対応)

- 1. 代理入札
  2. 参加契約発効済み競争参加者によるシステムトラブル回避策

### 第5条 (リバースオークション終了後の流れ)

- 1. 優先交渉権の決定 2. 調達先指定者の決定
- 3. 見積書の提出

#### 第6条 (遵守事項)

#### ◎用語の定義

名称	意味	
対象品目/サービス	入札開催者が調達を計画する物品または役務	
入札開催者	対象品目の調達を計画し、リバースオークションを開催する企業	
契約者	対象品目に関する調達契約を調達先指定者と契約する企業	
競争参加者	入札開催者に対し、対象品目を提供する企業	
参加契約	入札開催者によりリバースオークションへの参加を正式に認められた企業	
参加契約発効済み競争参加者	参加契約が発効した競争参加者	
最優先交渉権者	リバースオークションにおいて最安値を応札した参加契約発効済み競争参加者	
調達先指定者	入札開催者と調達契約を締結する参加契約発効済み競争参加者 最優先交渉権者が入札開催者による最終審査を受けた後に確定	

本リバースオークションルール定義書(以下、「本ルール定義書」という)は、@Deeサービス利用規約(以下、「利用規約」という)に基づき、ディーコープがリバースオークションの実施にかかわるルールを定めたものです。

利用規約で規定されていない事項については、本ルール定義書、入札要綱書およびディーコープが別途指定する書類にて通知するものとし、競争参加者はこれらを遵守することを承諾のうえ、リバースオークションに参加するものとします。本ルール定義書と利用規約の記載に相違がある場合には、本ルール定義書の定めが、本ルール定義書と入札要綱書に相違がある場合には、入札要綱書が優先されるものとします。尚、本ルール定義書、入札要綱書およびディーコープが別途配布する書類に関しての口頭での問い合わせは何の効力も有さず、ディーコープより配布された図書記載内容が最終的な効力を有するものとします。尚、入札開催者は本ルール定義書に記載されたルールに則ってリバースオークションが実施されることを了承しています。

#### 第 1 条 (リバースオークションルール定義書概要)

#### 1. (リバースオークションの目的)

リバースオークションとは、対象品目に関する調達先指定者の選定を目的として、入札開催者の依頼により、ディーコープ株式会社(以下、「ディーコープ」という)が運営する競り下げ方式によるオークションを指します。参加契約発効済み競争参加者は、本ルール定義書第3条3項に定めるリバースオークション開催時間中、何度でも価格提示(以下、「応札」という)ができます。競争参加者は、「一回札入れ方式」等の入札に比べてオープンかつ公平な環境で、戦略的に入札をすることが可能です。

#### 2. (対象品目の通知)

リバースオークションの対象品目、最低調達条件、および入札開催者名・契約者等は、入札開催者が個別のリバースオークション毎に別途交付する入札要綱書(以下、「入札要綱書」という)にて通知するものとします。

#### 第2条 (リバースオークション参加の前提)

#### 1. (入札参加資格の取得手順)

#### (1) (参加申込書の提出)

競争参加者がリバースオークションに参加するためには、本ルール定義書に定めるすべてのルールに従い、入札要綱書およびディーコープが別途配布する書類に示す対象品目、品質、価格、納期等のすべての調達条件を満たした上で、別途交付するリバースオークション参加申込書(以下、「参加申込書」という)および別途必要に応じてディーコープが指定する書類(以下、「参加必要書類」という)に必要事項を記入の上、提出する必要があります。

入札要綱書に示された業務を遂行するにあたり、法令・約款等で規定された免許・許認可等が必要である場合、競争参加者、若しくは競争参加者より対象業務の遂行を委託される企業がそれらを保有していることが、参加必要書類提出の必須条件とします。尚、原則として競争参加者は一度提出した参加申込書、および参加必要書類の取消や撤回をすることはできません。

#### (2) (入札参加資格の獲得)

参加申込書および参加必要書類が入札開催者によって承認され、その旨が通知されたことをもって、競争参加者はリバースオークションに参加する資格(以下、「入札参加資格」という)を得、入札開催者及びリバースオークションを運営するディーコープとの間に参加契約が発効します。

#### (3) (与信調査による参加資格失効等)

入札開催者またはディーコープは、利用規約に定める通り、競争参加者の与信調査を実施する場合があります。与信調査の結果、入札開催者またはディーコープの裁量により、競争参加者に入札参加資格を付与することが不適切であると判断された場合、かかる競争参加者は入札参加資格を付与されないことがあります。また、参加契約の発効後においても、付与された入札参加資格を失い、参加契約の一部もしくは全部を入札開催者およびディーコープが当然に、何ら損害賠償の負担をすることなく解除できることに同意するものとします。

#### 2. (リバースオークションの効力)

#### (1) (見積の効力)

参加契約発効済み競争参加者は、リバースオークションにおいて自己が行う個々の応札、本ルール定義書第5条3項に示す見積書(以下、「見積」という)が、調達契約の申込の誘引ではなく、調達契約の申込として取り扱われること、およびこの申込が取消や撤回のできないものであって、以下のいずれかの事由が発生するまで、変更できない確定的な効力を有することに合意するものとします。

- 1. 入札後、調達先指定者に選出されないことが確定したとき
- 2. 調達先指定者に選出された後、入札開催者及び契約者が調達契約の締結をしないことを確定したとき
- 3. 調達先指定者に選出された後、入札開催者及び契約者が確定した申込の内容の変更に同意したとき

#### (2) (調達契約締結の義務と損害賠償)

参加契約発効済み競争参加者は、リバースオークションの結果、入札開催者および契約者に調達先指定者として選出された場合、特に入札開催者および契約者より見積条件に変更または追加事項がない限り、自己が提出した見積に基づき調達契約締結の義務を負うものとします。

尚、特に入札開催者および契約者より見積条件に変更または追加事項がないにもかかわらず、調達先指定者が契約者との調達契約締結を行わない場合、入札開催者は調達先指定者に対して損害賠償を請求できるものとし、参加契約発効済み競争参加者は予めこれに同意するものとします。

#### 3. (免責事項)

参加契約発効済み競争参加者がいない場合には、リバースオークションは不成立となります。また、入札 開催者はやむを得ない事情により、調達計画を中止することがあります。また、入札開催者の都合により リバースオークションの再入札を行うことがあります。参加契約発効済み競争参加者は、リバースオーク ションが不成立・中止・再入札となった場合またはリバースオークション終了後調達先指定者が選定され なかった場合もしくは契約者が調達契約を締結しない場合において、自らまたは取引先等の関係者に何ら かの損失または損害が発生したとしても、入札開催者・契約者またはディーコープに何ら損害賠償の責任 が発生しないことに同意するものとします。

#### 4. (連絡体制)

本入札の手順、取引内容に関する問い合わせ受付業務の一切は、入札開催者からの依頼によりディーコープが行います。ディーコープを経由せず、入札開催者へ直接問い合わせを行うことはできませんので、御了承ください。また、競争参加者は調達先企業、委託先企業、その他協力会社等にも上記連絡体制を遵守させることとします。

#### 第3条 (リバースオークションの環境・当日の流れ)

#### 1. (リバースオークションの参加に必要な環境)

リバースオークションに参加する場合、参加費等の費用負担は一切ありません。入札を行う際には、下記の PC環境にてインターネットおよびeメールに接続できるPCをご用意ください。リバースオークション開 催当日は、PCの故障など予期せぬ事態に備えて、下記の環境を備えたPCを必ず複数台ご用意ください。 また、リバースオークション参加中は、必ず入札のご担当者がディーコープと電話連絡を取れる状態にある ようにお願い致します。長時間にわたって電話連絡がとれず、リバースオークションの運営に支障をきたす とディーコープが判断した場合は、ユーザーIDを退場扱いとさせていただくことがありますので、ご注意 ください。

<u>リバースオークション参加に必要なPC環境</u>下記ブラウザの利用を推奨しております。

(OS) Windows 10/11

【ブラウザ】Edge(chromium 版)最新版、Google Chrome 最新版

#### 2. (入札画面に表示される内容)

リバースオークション開催時間中は、以下の項目が入札画面上に表示されます。表示される内容は、案件毎に異なります。参加されるリバースオークションの開催条件は、入札要綱書をご参照ください。

#### ■入札締切日時

- ・終了予定時間、残り時間、お知らせ
- ■品目情報詳細
- 品目名、開始価格、最低下げ幅、数量、単位、通貨

百口	金額提示条件		
項目	市場最安値更新	自社価格更新	
市場最安値	表示	表示	
自社の順位	非表示	非表示	
他社情報(入札価格・順位)	非表示	非表示	
画面上の他社見積金額と同額の 見積金額提示可否	否	可	
自動延長有無	案件毎に異なる	案件毎に異なる	
自社の提示金額の更新可否	可	可	

#### 3. (リバースオークションの開催時間)

#### (1) (リバースオークション開催時間)

リバースオークション開催時間は、本項で示すリバースオークション基本開催時間および自動延長時間の 合計とします。尚、参加契約発効済み競争参加者は、リバースオークション開催時間中に何度でも応札が できるものとします。

#### (2) (リバースオークション基本開催時間)

リバースオークション基本開催時間とは、次号に示す自動延長の有無にかかわらず、リバースオークションが開催される期間とします。具体的なリバースオークション基本開催時間は、入札要綱書をご参照ください。

#### (3) (自動延長時間)

リバースオークションでは公平を期すため、リバースオークション開催時間終了前に応札があると、その時点から別途定められた期間(以下、「自動延長時間」という)、リバースオークション開催時間が延長(以下、「自動延長」という)されます。尚、自動延長されたリバースオークション開催時間の終了前に再度応札があった場合には、何度でも自動延長されるものとします。具体的な自動延長時間は、入札要綱書をご参照ください。

#### (4) (時間の計測方法)

リバースオークションの開催に当たって定められる時間は、すべて見積@Deeのサーバー上の時計によって管理されるものとし、参加契約発効済み競争参加者はかかる時間管理に同意し、リバースオークション開催中に画面表示される残り時間を正と見なすものとします。

#### 4. (入札金額)

#### (1) (入札金額)

リバースオークションでの入札は、特に指定がない限り、入札要綱書に記載された調達条件を満たす為に必要な全ての製品・サービスの総合計金額(消費税含まず)にて行うものとします。<u>尚、本ルール定</u>義書第2条2項1号に示す通り、リバースオークションでの入札金額は、取消や撤回ができません。

#### (2) (開始価格)

開始価格とは、入札要綱書で指定されるリバースオークション開始時における対象品目の入札受付価格を指します。参加契約発効済み競争参加者は、本ルール定義書第2条1項1号の記載に基づき、開始価格以下の価格にて、すべての調達条件への対応が可能との前提に基づき、リバースオークション開催中に最低1回は応札していただきます。尚、リバースオークションでは開始価格と同額での応札は可能とします。但し、リバースオークションの経過により、自社の予算超過等の理由で1度も応札ができなかった場合は、開始価格で応札したものとみなし、同様の参加競争参加者が複数存在する場合、その優先順位は入札開催者によって決定されることとします。

#### (3) (最低下げ幅金額)

最低下げ幅金額とは、参加契約発効済み競争参加者が応札する際に、最新の入札金額より最低限下回らなければならない金額を指します。ただし、リバースオークション開始後、すべての参加契約発効済み競争参加者を通じての一社目、第一回目の応札に限り、開始価格からの最低下げ幅制限はないものとします。具体的な最低下げ幅金額は入札要綱書をご参照ください。

#### (4) (入札金額の受付)

入札要綱書において定められた同一金額での入札可否ルールに応じて、入札金額の受付基準が異なります。それぞれの場合の受付基準は以下の通りとします。

- 同一余額での入札が可の場合 : 見積@Deeのサーバーが受信した順に優先交渉権が付与されます。
- 同一金額での入札が不可の場合: 見積@Deeのサーバーが先に受信したもののみが有効となります。

#### (5) (入札金額の入力制限)

誤入札を防止するため、市場最安値より50%以上の削減となる金額は、システムの制御により入札することができません。また、最低下げ幅金額の2倍以下の金額が市場最安値である場合は、それ以降の入札は受付されません。

#### 5. (リバースオークションからの退場)

リバースオークションの開催中に、予算超過等により入札を継続することができなくなった参加契約発効済み競争参加者は、必ずリバースオークションからログアウト(退場)するものとし、以降のリバースオークションの経過および結果に関する情報を閲覧、入手することができないものとします。かかる参加契約発効済み競争参加者は速やかにディーコープまで入札を終了する旨を連絡するものとし、ディーコープは入札継続意思がないことを確認した時点で、かかる参加契約発効済み競争参加者のユーザーIDを、当該リバースオークションから退場扱いとします。

#### 6. (リバースオークションの終了)

本ルール定義書第3条3項に定める開催時間の終了をもってリバースオークションは終了し、同時に対象品目に関する入札開催者との優先交渉権者が確定するものとします。一度終了したリバースオークションは原則として再開されませんので、本ルール定義書第4条を参照し、応札漏れのないようにご注意ください。

#### 第4条 (トラブル回避策・発生時の対応)

#### 1. (代理入札)

参加契約発効済み競争参加者は、リバースオークション開催中に自社のネットワーク等に不調が発生し、応札ができないと判断した場合、直ちにディーコープへご連絡ください。以降、電話による入札金額の申請(以下、「代理入札」という)を 受け付けます。代理入札を申請した競争参加者(以下、代理入札競争参加者という)は、下記の代理入札受付窓口宛にお電話の上、まず『① 代理入札依頼の旨、②代理入札競争参加者名・部署名、③ご担当者名、④入札担当者ID((リバースオークション参加申込書に記載した見積@Dee登録メールアドレス)、⑤入札担当者のログインパスワード』をお伝えください。上記①②③④⑤をもって本人確認とさせていただき、本人であることが確認できた後、『⑥対象案件名または見積依頼番号、⑦入札金額』をお伝えいただき代理入札を実施させていただきます。 この際、代理入札の正確を期すために、原則としてディーコープは代理入札競争参加者との電話でのやり取りを録音させていただきます。またリバースオークション終了後、入札金額の確認のため、代理入札の履歴を記載した書面を発行いたします。代理入札競争参加者はこの書面に捺印の上、ディーコープ宛に PDF データをメールでご送付ください。

尚、代理入札業務には運営上、若干の時間を要します。そのため代理入札の申請および応札は、リバースオークション開催時間の終了前までに行ってください。その場合においても、応札が完了できないままリバースオークションが終了する場合があり、原則としてリバースオークションは再開されませんのでご注意ください。

代理入札受付窓口:入札要綱書記載の入札担当者

#### 2. (参加契約発効済み競争参加者によるシステムトラブル回避策)

参加契約発効済み競争参加者のネットワーク等に不調が発生した場合に、前項に規定された代理入札に移行する時間を確保し、またトラブル等を避けるため参加競争参加者はできるだけリバースオークション開催時間が終了する5分前までに応札を完了してください。また、入札画面の自動更新が正常に実行されているかを確認するために、リバースオークション開催時間が終了する5分前までに最低1回は手動による入札画面の更新を行ってください。リバースオークション終了時間表示が入札画面上で作動中であっても、インターネットの接続が切断されている場合があります。

#### 3. (夜間延長回避のためのリバースオークションのサスペンド)

本ルール定義書第3条3項3号の規定により自動延長が繰り返された場合であっても、リバースオークション開催日の18:00をもってリバースオークションは一旦サスペンド(中断)され、原則として翌営業日の10:00から再開されるものとします。これは、リバースオークションが夜間にわたって続けられる事態を回避するためのものです。

この場合、優先交渉権順位は、サスペンド時点での参加契約発効済み競争参加各社の最終入札金額をもって暫定的に決定され、リバースオークション再開時に<u>最初の応札がなされるまで保持</u>されるものとします。 <u>再開されたリバースオークションは、サスペンド時点の最終入札金額から開始されるものとし、その際の入札可能金額は本ルール定義書第3条4項(3)の規定に準ずるものとします。</u>

再開時はリバースオークション基本開催時間を再設定することなく、またサスペンド前の自動延長時間の経過に関わらず、再開時点を起点とした新たな自動延長時間が設定されるものとします。尚、再開日時および再開後の最低下げ幅金額については、入札開催者の都合により変更される場合があります。

#### 4. (不可抗力によるリバースオークションの中断)

リバースオークション開催中に、利用規約に示すような不可抗力により、リバースオークションが中断した場合、ディーコープは再開に向け、原則として下記の対応をとるものとします。本ルール定義書第3条5項によりユーザーIDを退場扱いとされた参加契約発効済み競争参加者以外に対して、中断の理由ならびに再開に向けた対応方法についてご連絡致します。またその際、再開後の継続入札意思を確認します。継続入札意思のある参加契約発効済み競争参加者が2社以上存在し、かつリバースオークション再開の目処がたった時点で、ディーコープよりかかる参加契約発効済み競争参加者に対して再開予定時刻、再開時の開始価格等を電話連絡します。尚、参加契約発効済み競争参加者には、システム復旧等の状況によっては、後日再開となる場合もあることを了承するものとします。

#### 5. (口頭での質疑)

口頭での質疑については一切無効とし、何らかの疑義が生じた際には必ずディーコープ指定の質疑応答書を通 じて提出することとします。

#### 第5条 (リバースオークション終了後の流れ)

#### (優先交渉権の決定) 1.

対象品目に関する優先交渉権順位は、リバースオークション終了時点での参加契約発効済み競争参加各社の最 終入札金額をもって決定され、最安値の応札をした参加契約発効済み競争参加者が最優先交渉権を獲得するも のとし、最終入札金額の低い順に 2 位以下の優先交渉権を獲得するものとします。 尚、リバースオークション 開催時間中に有効な応札を行わなかった参加契約発効済み競争参加者は、本ルール定義書第3条4項2号の記 載に基づき、開始価格で応札したものとみなし、同様の参加契約発効済み競争参加者が複数存在する場合、その 優先順位は入札開催者によって決定されることとします。

#### (調達先指定者の決定) 2.

入札開催者は、リバースオークション終了後、最優先交渉権者が最終入札金額、取引体制、条件などのすべての 調達条件を満たしているか否かの最終確認を行うものとします。この結果、入札開催者がすべての調達条件およ び取引審査基準を満たしていることを確認した時点で、調達先指定者が選定されるものとします。 調達契約の内容は、入札要綱書および関連資料に記載された調達条件、調達先指定者の入札条件に沿って、入札 開催者および契約者と調達先指定者との間で協議により決定するものとします。

尚、最優先交渉権者が上記調達条件および入札開催者の取引審査基準を満たせない事実が判明した場合は、かか る参加契約発効済み競争参加者は最優先交渉権を失い、リバースオークションにて次点の優先交渉権を獲得した 参加契約発効済み競争参加者にその権利が移るものとします。以後3番目以降についても同様と致します。尚、 調達先指定者選定予定日は、入札開催者の意向により、必要に応じて延期される場合があります。

#### (見積書の提出)

見積書は、特に入札開催者からの指定がない限り、最優先交渉権者のみが提出するものとします。尚、その際の 見積は特に指定がない限り、最終入札金額から割り戻した対象品目の単価を記載するものとします。見積書の提 出期限および記載項目については、入札要綱書をご参照ください。

#### 第6条 (遵守事項)

競争参加者は、上記各条項と合せて以下の点を遵守するものとします。

- (ア) リバースオークションに関わる取引内容について、ディーコープを経由せずに直接的もしくは間接的に入札
- 開催者に連絡を行わないこと。 (イ) 取引履行が不可能な入札を行う等、故意または重過失によりリバースオークションの場を著しく混乱させない
- (ウ) 故意にリバースオークションを引き延ばす行為またはそれに準ずる行為を行わないこと。
- (エ) ユーザー I Dまたはパスワードを、許諾された使用目的以外で使用しないこと。
- (オ) リバースオークションに関わる一切の秘密情報、取引条件等を第三者に漏洩しないこと
- (力) 他の競争参加者との談合、その他調達契約の成否や条件に不当な影響を及ぼす行為を行わないこと。 (キ) その他予期せぬ事態が発生した場合は、ディーコープの指示にしたがうこと。